

入 札 説 明 書

件名「令和 7 年度九都県市エコドライブシネマアドバタイジング業務委託」

(令和 7 年 10 月 1 日公告分)

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素ライフスタイル推進課

令和7年10月1日調達公告で公告しました「令和7年度九都県市エコドライブシネマアドバタイジング業務委託」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和7年度九都県市エコドライブシネマアドバタイジング業務委託 一式

(2) 業務内容

設計図書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年12月19日まで

(4) 履行場所

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会事務局

(横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課)

2 入札参加資格

当該入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同じ。）のいずれかにおいて、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 令和7年10月1日から開札日までの間のいずれの日においても、九都県市で入札に係る要領等に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加の手続等

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札公告等における入札に参加する者に必要な資格に関して、一般競争入札参加資格確認申請書を入札公告に記載された期日までに郵送又は持参により提出しなければなりません。

なお、郵送の場合は書留郵便等、確実な方法で提出するとともに、その旨を事前に電話により連絡することとします。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札日の前日までの間において、九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会長から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

4 仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、本件仕様書等に質問があり回答を求める場合には、別紙様式による質問書を令和7年10月16日（木）午後5時までに、直接持参するか、又は郵送しなければなりません。また、郵送した日に4(2)の局課に電話連絡しなければなりません（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日）を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（以下、「休日等」という。））。

(2) 質問書の提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎30階
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課
電話 045(671)2661（直通）

(3) 回答

本件仕様書等に関する質問があった場合は、令和7年10月20日（月）午後5時までに、入札参加予定者へメールで回答します。

(4) その他

入札後、本件仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5 入札及び開札

(1) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書類を入札時に持参するか、又は郵送することにより行います。

ア 持参による場合

以下に示す入札及び開札の日時及び会場に、入札書及び入札金額計算書を持参しなければなりません。

日時 令和7年10月24日（金）午前11時

会場 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎27階 横浜市みどり環境局環境管理課

イ 郵送による場合

書留郵便によるものとします。書留郵便は二重封筒とし、別紙様式による入札書及び入札金額計算書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等、外封筒には件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、以下に示す期限必着で郵送しなければなりません。また、郵送した日に4(2)の局課に電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

期限 令和7年10月23日（木）午後5時（必着）

郵送先 4(2)に同じ

6 入札書の作成等

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もらなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 10 パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。
- (3) 持参による入札書の提出の場合、入札参加者は、入札室において、入札書に記載することができます。
- (4) 持参又は郵送による入札書の提出の場合、入札参加者は、入札書の記載事項を次のいずれかの方法により、訂正することができます。ただし、入札金額を訂正することはできません。
 - ア 入札書に押印をする場合
当該訂正部分について押印をしなければなりません。
 - イ 入札書の押印を省略する場合
当該訂正部分について本件責任者、担当者又は代表者の署名をしなければなりません。
- (5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

7 入札及び開札における注意事項

- (1) 入札
 - ア 入札参加者は、入札室に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書を提示することとします。
 - イ 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。
 - ウ 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。
 - エ 入札参加者は、入札・開札が全て終了するまでの間、九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。
 - オ 入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。
 - カ 入札室において、公正な競争の執行を妨げ、若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し、若しくは談合をした者は、当該入札室から退去させます。
- (2) 開札
開札は、入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。
- (3) 再度入札
開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないと

きは、再度の入札を行います。

郵送による入札書の提出は、再度入札日の1日前（ただし、休日等を含まないものとして計算することとする。）午後5時までに4(2)の局課に必着のこととします。対象及び方法は、5(1)イに同じです。

なお、再度入札の回数は1回とします。

(4) 入札の中止

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会長は、入札参加者が談合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、紙により入札書を持参又は郵送するまでは次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。

ただし、郵送の場合は、5(1)アの期限までに4(2)の局課に必着のこと。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

イ 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ 3(1)に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

エ 前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

8 落札者の決定

(1) 横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、本契約に定める入札参加資格を満たすものであるかを九都県市のいずれかにおいて、入札参加資格者名簿に登録されている者及び九都県市で入札に係る要領等に基づく指名停止措置等を受けていない者かどうか確認します。当該入札者が本契約の入札参加資格を満たすものであることを確認した場合にはその者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知します。

(2) 当該入札者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とします。この場合、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者について入札参加資格の確認を行います。以後同様の手続を繰り返します。

- (3) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施して落札者を決定します。（くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」を参照）

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は横浜市契約規則第9条及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領第7条に準ずるものとする。
- (2) 契約保証金は横浜市契約規則第36条及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領第31条に準ずるものとする。

10 入札保証金及び契約保証金の免除

- (1) 入札保証金は横浜市契約規則第10条の2及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領第8条に準ずるものとする。
- (2) 契約保証金は横浜市契約規則第37条及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領第32条に準ずるものとする。

11 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会が別途定める様式により、契約の相手方と契約書を取り交わします。
- (2) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12 契約金の支払方法

- (1) 前金払
行いません。
- (2) 契約金の支払方法
支払いは業務の完了後、受託者からの請求に基づき一括支払いとします。

13 その他

- (1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。
- (2) 契約手続に関しての問合せ先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎30階
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課
電話 045(671)2661（直通）
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。